

2024年10月17日

各位

会社名 株式会社BCJ-88
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

創業者による「富士ソフト株式会社に対する公開買付けに係る考え方について」

株式会社BCJ-88（以下「当社」といいます。）が2024年10月11日付「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」で公表した富士ソフト株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関し、当社は、対象者の創業者である野澤宏氏から、同氏が、本日、対象者の取締役会及び特別委員会に対し、別添の「富士ソフト株式会社に対する公開買付けに係る考え方について」と題するレターを送付した旨の連絡を受けるとともに、同レターについて公表するよう要請を受けましたので、別添にてお知らせいたします。

以 上

（添付資料）

2024年10月17日付「富士ソフト株式会社に対する公開買付けに係る考え方について」

2024年10月17日

富士ソフト株式会社
取締役会 御中
富士ソフト株式会社
特別委員会 御中

富士ソフト創業者 野澤宏

富士ソフト株式会社に対する公開買付けに係る考え方について

富士ソフトに対して公開買付けによる非公開化の提案が複数行われている状況について、富士ソフトの創業者としての考えを以下のとおり、お伝えさせていただきます。

まず、富士ソフト創業者としては、ベインキャピタルが2024年10月11日付け「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「ベインキャピタルプレスリリース」といいます。）において公表しているとおり、ベインキャピタルグループとの間で応募契約及び不応募契約を同日付けで締結しており、ベインキャピタルグループによる提案をサポートさせていただくことを決定しております（ベインキャピタルプレスリリースに記載されたベインキャピタルの富士ソフトに対する提案を、以下「本提案」といいます。）。背景は以下のとおりです。

公開情報から拝察すると、今回の非公開化のスタートは、アクティビスト主導のプロセスが契機であったと認識しており、その時点においては富士ソフトの経営陣としては、非公開化をする必然性はないと考え、上場維持を目指されていたと理解しています。

一方で、富士ソフトのビジネスの本質は「人財ビジネス」であるにもかかわらず、一部の株主による資本の論理で非公開化に誘導するような進め方については、強い違和感があります。

また、創業者として、現在のように、公開買付けによる非公開化の提案が複数行われている状況は、将来の事業運営方針が不透明な状況が継続することとなってしまい、富士ソフトの社員、ひいては富士ソフトのお客様にとっても望ましい状況ではないと考えており、KKR及びベインキャピタルによる公開買付けについて、次のような意向を有しております。

まず、KKRの買付価格より高いベインキャピタルの買付価格は株主共同の利益に資するのは誰の目から見ても明白であり、富士ソフトの取締役会及び特別委員会は、KKRの公開買付けに対する賛同及び応募推奨意見をとり下げ、本提案への賛同及び応募推奨意見を出すべきと考えます。この点、富士ソフトの取締役会及び特別委員会の意見の根拠について、富士ソフトの2024年9月26日付け「(変更)「FK株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」によれば、「ベインキャピタルによる公開買付けの有無及び（行われる場合の）条件の詳細が明らかではない」ことが前提とされておりますが、これらの詳細はベインキャピタルプレスリリースにおいて明らかとなっております。2024年10月11日にベインキャピタルにより非公開化を目的とした法的拘束力を有する本提案が既に提出されており、本提案においては、KKRによる公開買付けの買付価格よりも650円高い1株当たり9,450円にて実施されること及び2024年10月下旬を目途に公開買付けが開始することが予定されていることからしても、意見内容の変更が必須な状況であり、KKRの公開買付けに対する賛同及び応募推奨意見を維持することの合理的な説明は困難であると考えております。

また、富士ソフトの特別委員会の委嘱事項は、「非公開化提案について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかの観点から検討し、当社の取締役会において非公開化提案を承認するべ

きか否かについて、取締役会に提言又は勧告を行うこと」となっているところ、ここまでの公表資料を読む限り、株主共同の利益を確保し向上させるかの観点が希薄であると感じられます。少数株主を含む株主共同の利益の観点からすると、少数株主に対して、ベインキャピタルによる公開買付けに対して応募する機会を実質的に確保し、株主にとって有利な価格条件を追求することは重要な責務であると考えます。

そのような事態となることは創業者として想定しておりませんが、KKRの公開買付けに対する意見が変更されず、KKRによる公開買付けの公開買付期間が延長されない場合には、10月21日（月）の公開買付期間の終了をもって、KKRが約3分の1の富士ソフト株式を保有する可能性があります。富士ソフトの取締役会の判断によってKKRによる公開買付けの公開買付期間が延長されなかったにもかかわらず、KKRが約3分の1の富士ソフト株式を取得したことを理由として、取締役会が本提案に賛同表明せず、結果として、KKRによる公開買付けの公開買付価格を650円上回っているベインキャピタルの公開買付けを開始させないことは、取締役の善管注意義務違反に該当すると共に株主共同の利益に明らかに反する行為と考えます。

創業者としては、富士ソフトの取締役会及び特別委員会が、ベインキャピタルによる公開買付けにより株主が有利な価格で富士ソフトの株式を売却できる機会を奪う行為をすべきでは無いと考えており、適切な判断をしないことで株主から責任追及を受ける事態となることも望んでおりません。

今一度株主共同の利益・株主意思の尊重の観点で、株主にどちらの公開買付けに応募するかを選択権を与えるために最適な選択肢をご検討いただくことを強く望みます。

以上